

移住支援金または移住応援給付金の確認フロー

●共通要件●

- ・移住理由が転勤・出向・進学ではなく、5年以上継続して居住する意思がある
※新卒採用者（卒業後1年以内の初めての就職）は除く

- (1) 移住理由が転勤・出向・進学ではなく、5年以上継続して居住する意思がある
※新卒採用者（卒業後1年以内の初めての就職）は除く

→はい(2)へ →いいえ(申請できません)

- (2) 東京圏からの場合、以下をすべて満たすこと

- a.住民票を移す直前の10年間のうち通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏※に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。
- b.住民票を移す直前に連続して1年以上、東京23区内に在住又は通勤をしていたこと。

※埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県のうち条件不利地域を除いた地域

→はい(4)へ →いいえ(3)

- (3) (2)に該当しない場合、以下をすべて満たすこと

- a.申請時の年度4月1日時点で39歳以下または18歳未満の世帯員を帯同する子育て世帯であること
- b.住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上県外に在住していたこと。
- c.住民票を移す直前に、連続して1年以上、県外に在住していたこと。

※進学で大分県外に転出した場合、在学期間を含め通算5年以上の在住期間がある

→はい(4)へ →いいえ(申請できません)

- (4) 以下4つのいずれかの要件に該当する

A：就職

- a) おおいたジョブナビ (<https://oita.saiyo-job.jp/nbtk/recruit/>)掲載企業への就職者

※以下の就職フローが対象となります

- ①企業がおおいたジョブナビに求人を掲載した日
- ②移住希望者がおおいたジョブナビ経由で応募した日
- ③企業が移住希望者を採用決定した日
- ④移住希望者が企業で就業を開始する日

- b) 国のプロフェッショナル人材事業や先導的人材マッチング事業での就業者

B：テレワーク

企業からの命令ではなく、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う方

C：関係人口

県や市町村が認める関係人口事業への参加者

D：起業

大分県地域課題解決型起業支援事業における起業補助金採択者

※起業の相談は、おおいたスタートアップセンター ☎097-537-9111

→はい(5)へ →いいえ(6)へ

- (5) 移住支援金(2人以上の世帯は100万円、単身者は60万円)の申請について、各市町村の移住担当へお問い合わせください。

※市町村によって要件、支給額、申請時期が異なります。

- (6) 移住応援給付金(世帯20万円、子育て加算10万円、若年者加算10万円)の申請について、各市町村の移住担当へお問い合わせください。

※市町村によって要件、支給額が異なります。

※市町村移住担当(<https://www.iju-oita.jp/supports/>)